

第4次 吉野川市行財政改革大綱



令和2年3月
吉野川市

第4次吉野川市行財政改革大綱

I これまでの行財政改革の取組

本市は平成16年10月の市発足後から3次にわたり大綱及び実施計画を策定し、行財政改革に取り組んでまいりました。

(1) 第1次行財政改革（平成17年度から平成21年度）

町村合併による更なる市民サービスの向上や均衡ある本市の発展を追求するため、本市の行財政におけるシステムを総点検し、取組みを進めるため行財政改革大綱及び実施計画を策定しました。

実施計画においては、「組織・機構」、「事務事業の見直し」、「定員及び給与」、「財政の健全化」等、7項目を推進のための主要事項と掲げ、職員数の削減や第3セクターの整理、各種団体の補助金の整理、また、公の施設への指定管理者制度の導入や老人ホームの民間移管等にも取り組み、6,484,509千円の財政効果額を挙げ、一定の成果が得られました。

(2) 第2次行財政改革（平成22年度から平成26年度）

第1次行財政改革実施計画の実績を総括し、それを踏まえて新たに第2次行財政改革大綱及び実施計画を策定しました。

実施計画においては、「事務・事業の再編・整理」、「民間活力の導入」、「財政の健全化」、「開かれた市政」、「人材の育成」の5項目を設け、取組みを進めました。具体的には、引き続き職員数の削減を行うとともに、市直営施設等への指定管理者制度導入や民間移管の推進、分庁方式から本庁方式への変更、幼稚園・保育所の再編や環境施設の統合、市税等の収納率の向上などに取り組み、2,212,086千円の財政効果額を挙げ、一定の成果を得られました。

(3) 第3次行財政改革（平成27年度から令和元年度）

計画期間終了後に合併によるの恩恵である普通交付税の合併算定替えが終了し、一本算定が始まることを見据えた行財政の基盤づくりを進めるため、第3次行財政改革大綱及び実施計画を策定しました。

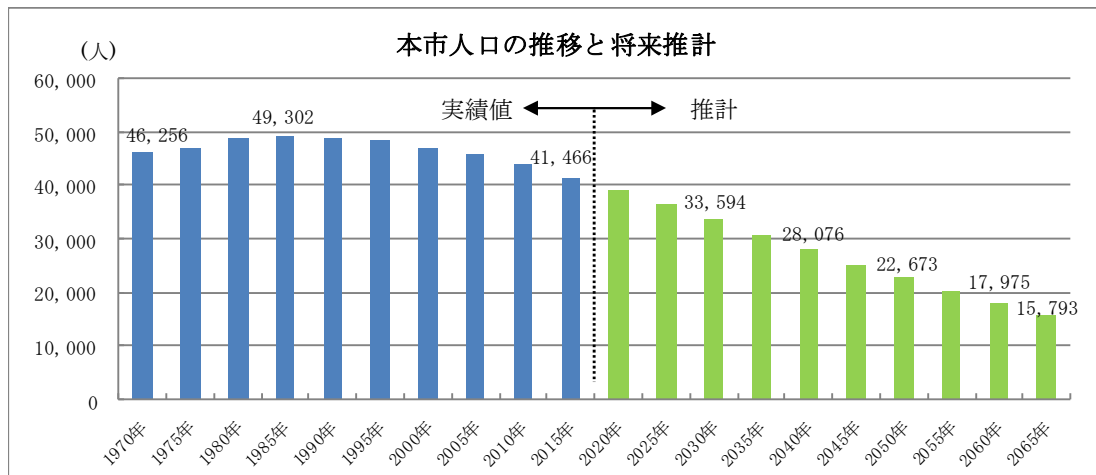
「持続可能な行財政基盤の確立をめざして」を基本理念に、「行政改革の推進」、「財政改革の推進」、「開かれた市政と活力ある市役所の構築」を3本柱に掲げて取組みを進めました。具体的には、臨時・嘱託員も含めた職員総数管理や幼保一体化の推進、ごみの減量化、下水道事業の地方公営企業法適用化、市税等の収納率の向上などに取り組み、一定の成果が得られました。

Ⅱ 本市の現状と見通し

(1) 人口

①人口推計（全体）

本市の人口は1985年（昭和60年）の49,302人から減少し始め、2015年（平成27年）10月の国勢調査では41,466人となり、今後も減少が続く見込みで、国立社会保障・人口問題研究所の推計では2065年（令和42年）には15,793人になると推計されています。



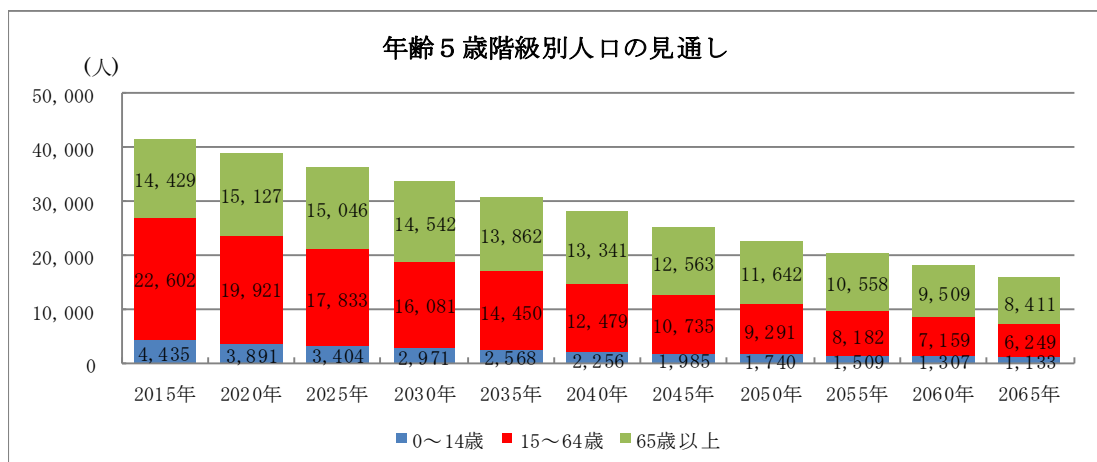
資料：国立社会保障・人口問題研究所

②年齢5歳階級別人口の見通し

2015年に4,435人であった年少人口（0～14歳）は2065年には1,133人へ減少、人口に占める割合も10.7%から7.2%に減少すると推計されています。

また、生産年齢人口（15～64歳）についても22,602人から6,249人へ、人口に占める割合も54.5%から39.6%に減少すると推計されています。

一方、高齢者人口（65歳以上）は14,429人から8,411人に減少するものの、人口に占める割合は34.8%から53.3%に増加すると推計されています。

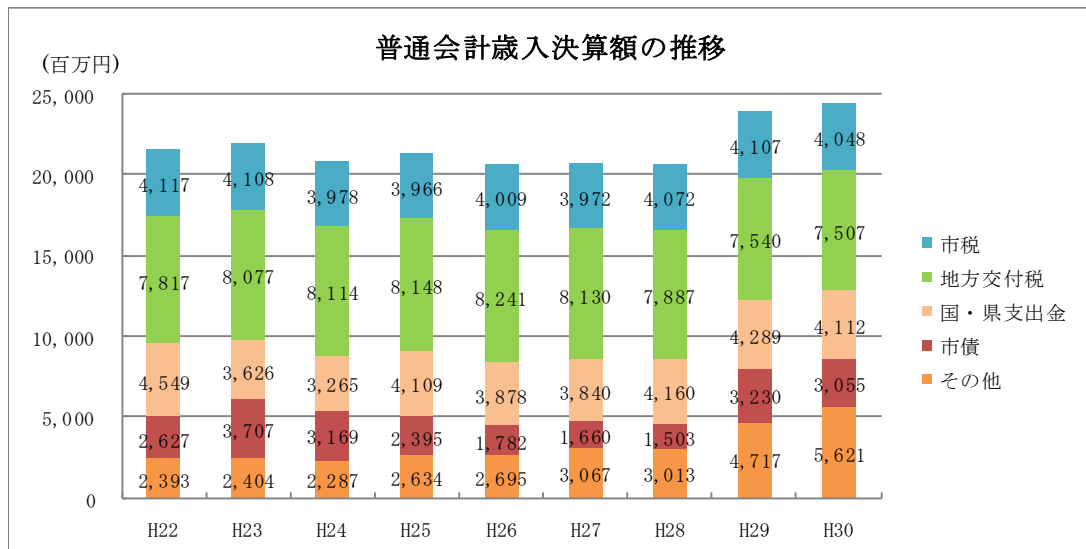


資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 財政状況

①歳入の状況

人口減少が進むものの、市税については横ばいで推移していますが、地方交付税については、普通交付税の合併算定替えにより平成 27 年度から縮減が始まる影響などで減少しています。

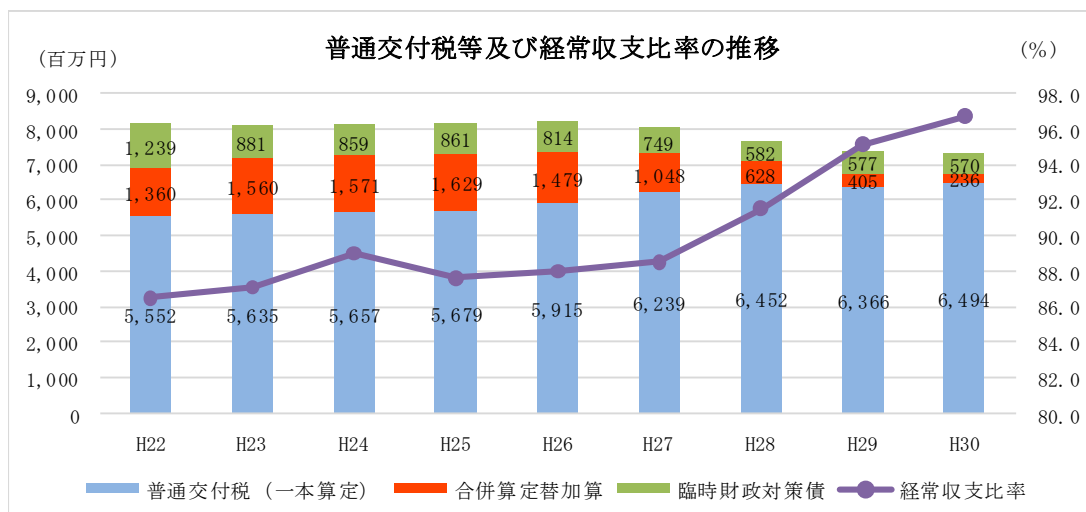


※資料：財政状況資料集

普通交付税の合併算定替については、平成 27 年度から段階的に縮減しており、経常収支比率も数値が上昇し、財政の弾力性が低下しています。

経常収支比率は、人件費、公債費等の経常的な経費に、市税、地方交付税等を中心とする経常的な一般財源収入が充当されている割合を示すもので、財政の弾力性を表し、低いほど弾力性があるものです。

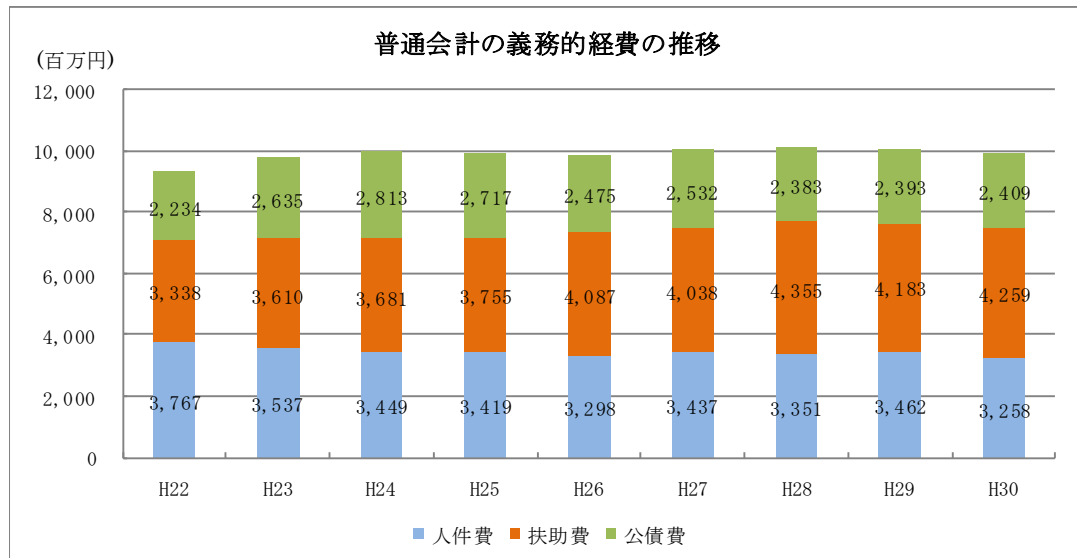
本市では近年、数値が上昇傾向にあり、財政の硬直化が進行しています。



※資料：財政状況資料集

②歳出（義務的経費）の状況

人件費については、定数管理により職員数は減少しているものの、近年は人事院勧告に伴う給与等の引き上げが続き減少幅は少なく推移しています。また、扶助費については、金額、割合ともに増加傾向が顕著となってきています



※資料：財政状況資料集

③財政健全化判断比率（2指標の状況）

実質赤字比率及び連結実施赤字比率については該当なく、実質公債費比率及び将来負担比率は基準値内で推移しています。

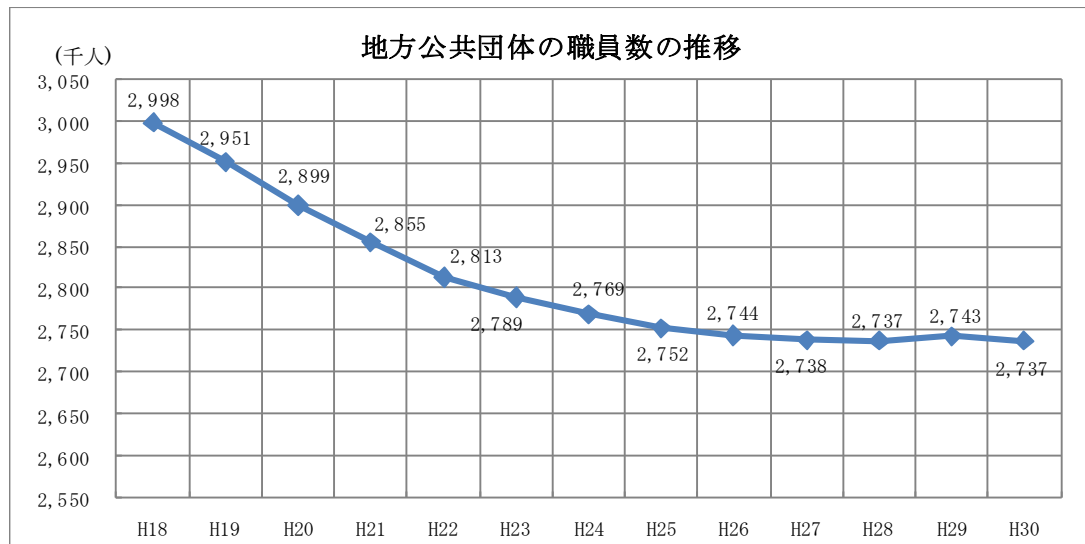
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実質公債費比率	14.3	13.5	12.5	11.7	10.9	10.1	9.7	9.8	10.2
将来負担比率	98.1	94.0	84.9	69.7	52.7	39.5	42.3	30.7	38.5

※資料：財政状況資料集

(3) 職員定数管理状況

①地方公共団体の総職員数の推移

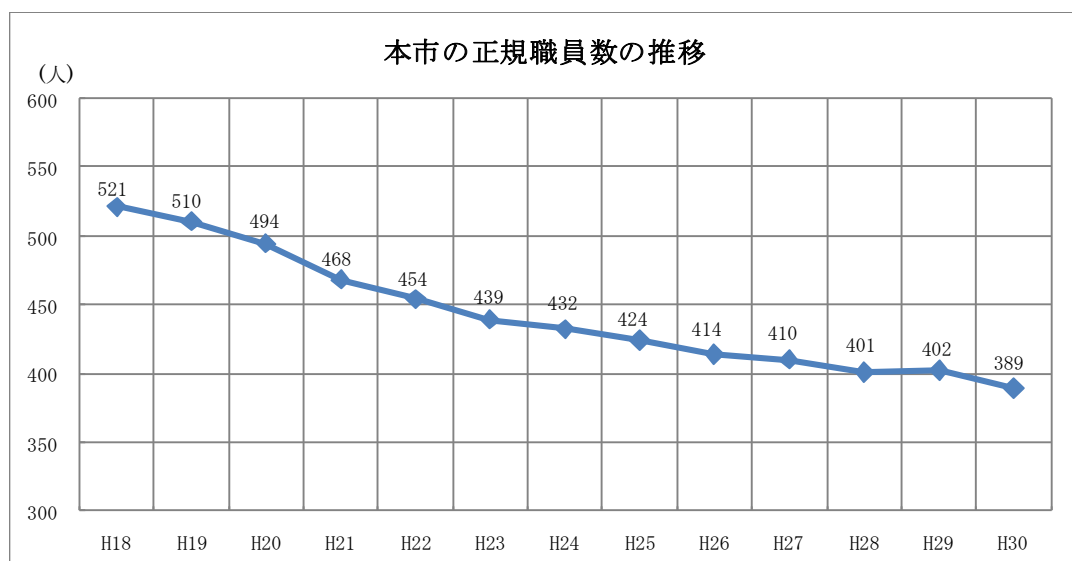
これまで減少をたどり、平成 18 年度に 2,998 千人だったのが、平成 30 年度には 2,737 千人となり、12 年間で 261 千人、8.7%減少しましたが、近年は横ばいが続いています。



※資料：総務省平成 30 年地方公共団体定員管理調査結果

②本市の職員数の推移

職員定数管理計画に基づく定員適正化の推進により、平成 18 年度に 521 人だったものが、平成 30 年度には 389 人にまで減少し、12 年間で 132 人、25.33%の減となっています。



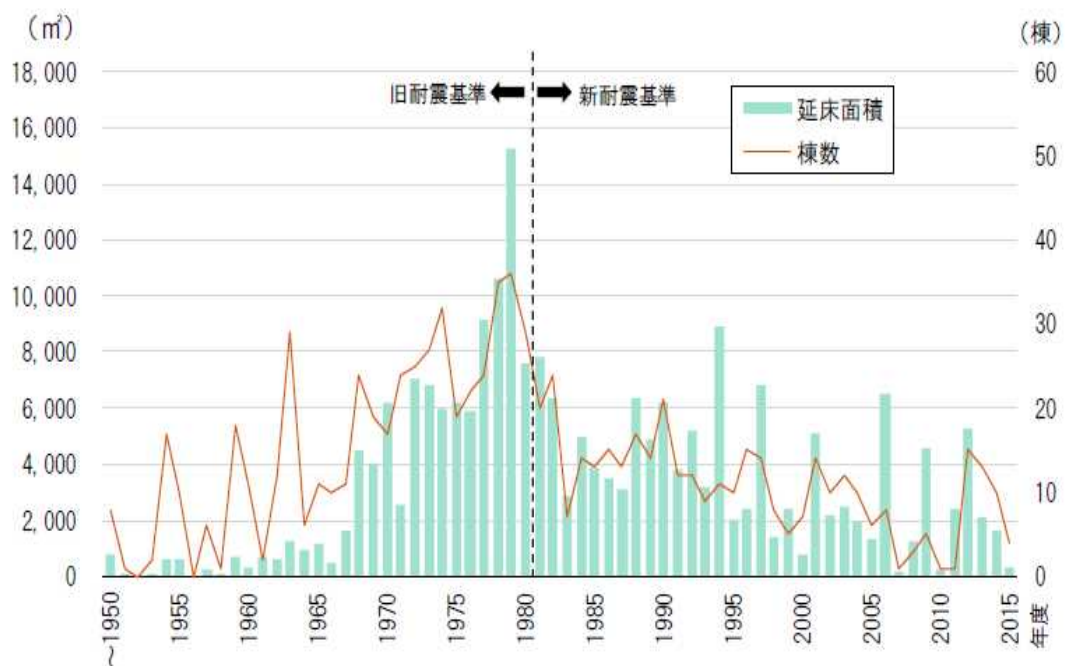
※資料：総務省平成 30 年地方公共団体定員管理調査結果

(4) 公共施設ストックマネジメント

① 建築年別延床面積・棟数

建築年別の床面積は 1970 年代にかけて多くなっており、1979 年度（昭和 54 年度）をピークにその後は減少しています。

棟数についても、同様に 1979 年度が最も多く、鴨島公民館等の延床面積の大きい施設が建設されたため、延床面積が突出しています。

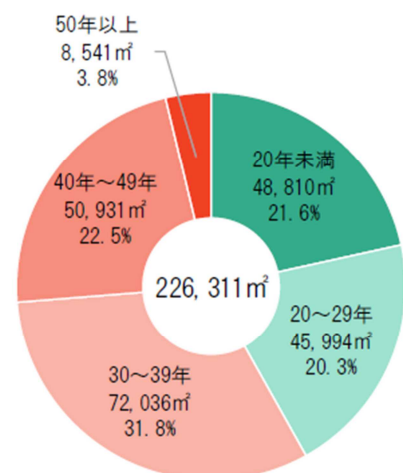


※資料：吉野川市公共施設等総合管理計画

② 経過年数別延床面積

経過年数別の延床面積は、30～39 年が約 3 割と最も多く、20 年未満、20～29 年、40～49 年がそれぞれ約 2 割となっています。

経過年数が 30 年以上の割合が約 6 割となっています。



※資料：吉野川市公共施設等総合管理計画

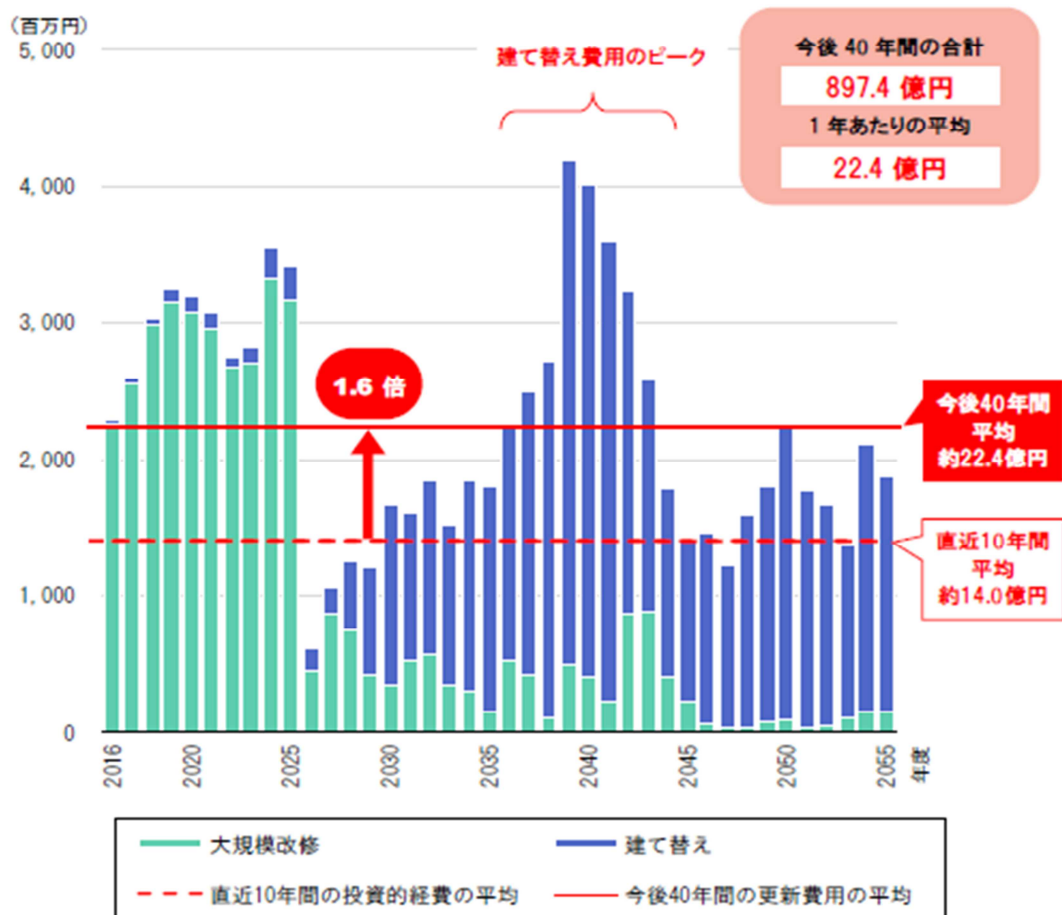
②改修・更新費用の見通し

・公共施設

現在保有している公共施設を今後も同規模で保有し続けた場合、今後 40 年で必要となる施設の改修・建て替えの見込みは合計で約 897 億円となっています。

また、今後 2025 年度頃までは、大規模改修に多額の費用がかかると見込まれており、財政運営に大きな影響を与えることが予測されます。

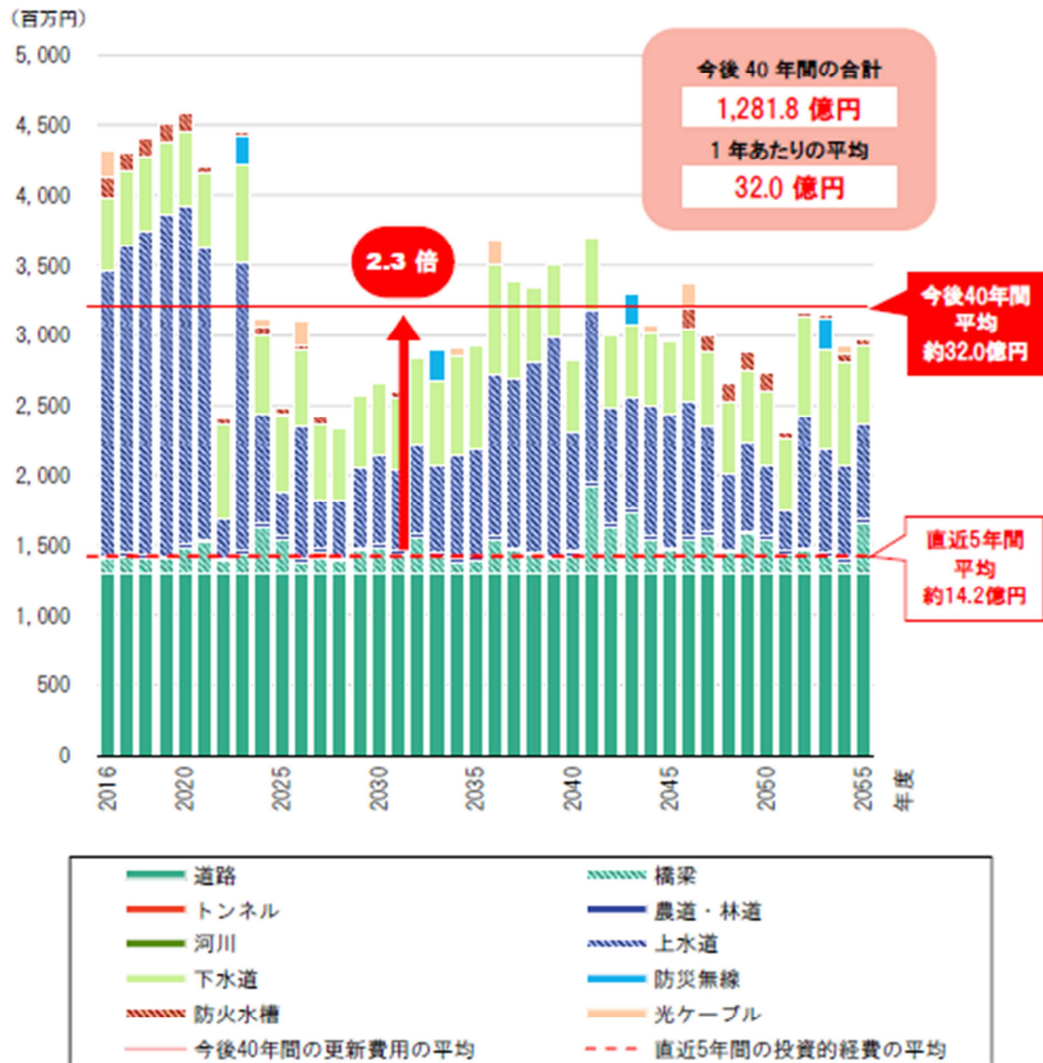
その後は建て替え費用が増加し、2030 年代後半から 2040 年代前半にかけて急激に増大する見込みとなっています。



資料：吉野川市公共施設等総合管理計画

・インフラ

現在保有しているインフラを今後も同規模で保有し続けた場合、今後 40 年間で必要となる更新費用の見込みは合計で約 1,282 億円と見込まれています。



資料：吉野川市公共施設等総合管理計画

Ⅲ 行財政改革の必要性

本市の歳入における大きなウェートを占める地方交付税について、合併算定替えルールを終了に伴う一本算定化の開始により、非常に厳しい財政状況を迎えることとなります。

持続可能な財政基盤とするため、引き続き市税等収納率の向上に努めるとともに、新たな財源確保にこれまで以上に取り組み、歳入の確保を図っていく必要があります。

一方、歳出においては、これまで以上に経常経費の削減を図り歳出のスリム化を進めるとともに、財政を今後圧迫する要因（増大する扶助費等や施設の維持・更新費）の抑制に向けた対応が求められています。

さらに地方創生やＩＣＴ社会への対応等、なすべき取組みは多く、行政だけによる取組みには限界もあるため、市民との協働による取組みや市民参画の推進、地域力の向上を図っていく必要があります。

これらのことから、行財政改革の取組みを絶やすことなく、引き続いて第４次改革に取り組んでまいります。

Ⅳ 第４次行財政改革大綱

（１）基本方針

１ 市民参画の推進・地域力の強化

市民との協働によるまちづくりに向け、ごみの減量化や総合型スポーツクラブへの加入促進を行うなどを推進していきます。

また、地域コミュニティはまちづくりの根幹をなすものであり、今後の人口減少社会の中でも非常に重要となっていきます。このため、自治会への加入促進を推進するほか、市民一人ひとりが生きがいを持って暮らせるよう生涯学習講座の充実等を図っていきます。

２ 持続可能な財政基盤の確立

これまでの取組の成果として向上してきた市税等の収納率を維持するとともにさらなる向上を図り、財源の確保に取り組むほか、光熱費や消耗品等の削減など、地道な取組を進めていきます。さらに、増加傾向にある社会保障費の将来的な軽減に向けた取組も進めていきます。

また、起債の新規発行額の抑制など、持続可能で計画的な財政運営を行っていきます。

3 行政経営機能の強化

職員数削減には限界が来ている一方、1人あたりの業務が増加しているため、働き方改革を進めるほか、ハラスメントの防止や人材育成を行い、職員が働きやすい環境づくりに努め、活力ある市役所づくりを推進します。

また、民間への外部委託や指定管理者制度導入を進めるとともに、事務事業の見直しや適正な事務執行に向けた取組を推進し、職員の意識変革を促し、行政経営機能を強化していきます。

4 公共施設の適正マネジメントの推進

今後の各施設の老朽化に備え、更新や修繕を計画的に行っていくため、公共施設等個別施設計画を策定し、中長期的な維持更新費用や予算額の平準化を図っていきます。

また、遊休財産等について、利活用や処分等についても検討を進め、公共施設の適正マネジメントに努めていきます。

(2) 計画期間

令和2年度から令和5年度（4年間）

(3) 推進体制

これまでと同様に、市長を本部長とする吉野川市行財政改革推進本部を庁内における推進決定機関とし、必要に応じて吉野川市行財政調査研究会を開催し、行財政に関する調査研究を行うこととします。

また、吉野川市行財政改革懇話会をもって推進に関する外部からの意見聴取に努めるものとします。

(4) 推進方法

①実施計画

大綱に基づく行財政改革の推進にあたっては、取組項目や実施内容、時期等を記載した実施計画を策定します。

②PDCAサイクルの推進

実施計画に掲げる目標達成のために、Plan→Do→Check→Actionの流れを基本としてPDCAサイクルに基づいて進捗管理を行います。

(5) 体系図

第4次行財政改革の推進にあたっては、基本方針に基づき、次のとおりの体系に沿って主要施策を推進していきます。

基本方針	主要施策
1 市民参画の推進・地域力の強化	市民参画の推進
	地域力の強化
2 持続可能な財政基盤の確立	財政基盤の強化
	経常経費の削減・合理化
	社会保障費（扶助費等）の適正化
	地方公営企業の経営健全化
3 行政経営機能の強化	活気ある市役所づくりの推進
	適正な事務執行の推進
	I C T社会への適応
	民間活力の導入・推進
	広域連携の推進
	広域行政の見直し
4 公共施設の適正マネジメントの推進	適正なストックマネジメントの推進
	遊休財産等の利活用・処分の推進